

第10回特定外来生物等専門家会合議事録

1. 日時 平成28年3月15日(火) 13:30～15:40

2. 場所 経済産業省別館 1107号会議室(11F)

3. 出席者(敬称略)

(座長) 村上 興正

(委員) 岡 敏弘 角野 康郎

芝池 博幸 成島 悦雄

長谷川 雅美 風呂田 利夫

細谷 和海 森本 信生

(環境省) 奥主自然環境局長

亀澤大臣官房審議官

奥田自然環境局野生生物課長

曾宮外来生物対策室長

立田外来生物対策室長補佐

森川外来生物対策係長

(農林水産省) 畠沢大臣官房政策課環境政策室長補佐

(水産庁) 城崎増殖推進部漁場資源課長補佐

4. 議事

【外来生物対策係長】 それでは定刻になりましたので、皆様おそろいのようなので、ただいまより第10回特定外来生物等専門家会合を開催いたします。

進行を務めさせていただきます環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の森川と申します。よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、環境省自然環境局長の奥主より御挨拶申し上げます。

【自然環境局長】 自然環境局長の奥主でございます。本日は年度末のお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろより自然環境行政への御協力に感謝申し上げます。

さて、外来生物対策については、2020年までの愛知目標の達成及び日本の外来種対策をより一層推進するため、昨年3月に農林水産省とともに生態系被害防止

外来種リストを策定し、また同時に外来種対策の基本的な戦略である外来種被害防止行動計画を取りまとめ、被害をできるだけ未然に防ぐための考え方などを整理したところです。特定外来生物の指定については、平成17年の法律施行直後に、2回に分け85種類をまとめて指定しましたが、その後の事案が生じるごとに追加指定を順次行い、現在110種類を指定しております。

今回はリストが作成されたことを踏まえて、特に被害の未然防止の観点から追加指定を促進するために、分類群ごとに専門家の皆様から御意見を伺い、特定外来生物の指定の候補を検討してきたところです。本日は作業が進んだ3つの分類群についてまとめて御議論いただき、当面の追加指定に向けた御意見を賜りたいと考えております。数多くの種類数について御審議いただきますが、よろしくお願いいたします。

【外来生物対策係長】 本日の検討会は公開で開催いたします。また、検討内容については、本日の出席者に事前確認の上、議事録、議事概要として環境省ホームページで公開いたします。御承知おきいただければと思います。

続いて座長についてですが、これまで村上委員にお願いしておりましたが、本日も村上委員にお願いしたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【外来生物対策係長】 ありがとうございます。御賛同いただきましたので、以降の進行については村上座長にお願いしたいと思います。

【村上座長】 それでは、お手元に準備していただいております議事次第に従って議事を進めさせていただきます。

まず議題(1)今回指定の考え方について、資料1の説明を事務局からお願いします。

【外来生物対策係長】 お手元の資料1をご覧ください。特定外来生物指定の考え方についてです。1ポツですが、特定外来生物の指定の今回の位置づけとしては、昨年

平成27年3月に公表した生態系被害防止外来種リストを受けて、現時点で指定が可能と考えられる外来種について指定に向けた検討を進めてまいりました。

また、今後の指定に関する考え方については、各分野の専門家グループ会合でも議論を行って、本日のこの専門家会合において意見を最後にお伺いできればと思います。

本年度の特定外来生物の指定の全体方針について御説明さしあげます。

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高い以下の区分に位置づけられている種類を中心に進めてまいりたいと考えています。

以下の区分と申しますのは、定着予防外来種、日本に未定着のものになります。

また総合対策外来種、もう既に定着しているものですが、そのうちまだ定着段階が侵入初期／限定分布、または小笠原・南西諸島のようにまだ特定の地域のみで定着をしているものの区分を中心に進めてまいりたいと考えています。

また、今申し上げた区分に該当しない場合であっても、現時点で指定すべきであるという種については指定候補として検討を進めてまいりました。

(2)の生物分類群別の方針については、本年度は被害の未然防止効果が高い種が多く、またペット・観葉植物等として利用があるものの、現時点では利用が少ない種が存在する爬虫類・両生類、魚類、植物を対象として検討したいと考えています。その他の分類群については本年度の指定後に検討を進めていく予定としております。

爬虫類についてはカメ類のうち、特に緊急性の高いと考えられる種を選定することと考えております。その他の爬虫類については、被害の未然防止効果が高く、かつ迅速に指定可能な種類を選定候補としております。

なお、指定を行わない掲載種については、適正飼養の普及啓発への取り組みと連動し、関連業界等の協力を得て利用者への注意喚起を強化していきたいと考えております。指定候補種については、ハナガメ、スウィンホーキノボリトカゲの2種になります。

裏面をご覧ください。両生類については、同じく被害の未然防止効果が高く、迅速に指定可能な種類を指定候補として選定しております。具体的には、侵入予防外来種及び定着予防外来種のうち、飼養実態が少ないものとしております。指

定候補は、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ヘリグロヒキガエルの4種類でございます。

続いて魚類です。これも同じく、未然防止効果が高く、迅速に指定可能な種類を指定候補として検討を進めてまいりました。具体的には、侵入予防外来種及び定着予防外来種のうち飼養実態が少ないもの、また総合対策外来種については、分布拡大の傾向があり指定による効果が見込めるものと考えております。

また、早急に指定した場合に飼育個体の野外への放出の懸念が強い種については、一定期間後に指定することを考えております。また、一定の期間後の指定種及び今回は見送る種については、大型化等を購入者に伝えるなど、これについても関連業界の協力を得て飼養者等への普及啓発を実施してまいりたいと考えております。

具体的な指定ですが、侵入予防外来種についてはブラウンブルヘッドなどの5種類、その他の定着予防外来種についてはヨーロッパナマズなどの5種類、ガー科については指定のタイミングをずらして平成30年2月に指定することを考えております。また、総合対策外来種の中からはオオタナゴ、コウライギギの2種類、計12種類、以上については指定候補として考えております。

次に植物です。外来生物法による未然防止効果が高く、迅速に指定可能な種類を指定候補として検討を進めてまいりました。中でも旺盛な繁殖力を持っており急激な分布拡大のおそれのある水草類やイネ科植物、キク科植物を主な対象として検討しております。また、観賞用等として多く栽培等されている種については、意図的または非意図的な放出の防止等に係る普及啓発をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

指定候補についてはビーチグラス、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、エフクレタヌキモの4種類でございます。

スケジュールですが、これまでグループ会合を、それぞれの分類群の先生に御意見をいただきながら行ってまいりまして、本日の全体会合の議論の結果を踏まえてパブリックコメント等必要な手続を実施して、7月ごろに特定外来生物に指定というスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上で資料1の説明を終わります。

【村上座長】 この資料1は考え方というか方針みたいなもので、具体的には資料2以降で各専門家グループの話は出てきます。したがって、ここでは全般的に何か気づくことができましたら質問をお願いします。

この普及啓発とか適正飼養とかいう話は、分類群ごとに書いてあるものと書いていないものがありますね。これは意図的にしたのですか。全てにおいて共通の内容だと思うのです。例えばちょっと抜けている部分がありますね、両生類と。そういう意味では、何か多少文章がちょろちょろ変わっているのですね。これはその分類群に多少考慮しながら書いたということですか。

【外来生物対策係長】 植物については飼養という言葉は適さないので、抜かしているのですが、爬虫類・両生類、魚類については、基本的に適正飼養と、外来種の入れない、捨てない、拡げないという3原則に関する普及啓発を実施するということを基本的には書いております。

【外来生物対策室長補佐】 両生類に関しては、生態系被害防止外来種リストの中から、定着予防の外来種を1つだけ残して、ほぼ全部特定外来生物に指定するということがあります。そこで、リスト掲載の定着予防外来種が多く残る分類群とは書き分けをしているという部分はあります。

【村上座長】 そういうことなのですか。

【外来生物対策室長補佐】 爬虫類は結構カメ類がまだ残っている、植物もたくさん残っていたりとか、魚類も同じです。そういったことがありますので、そこで両生類と状況はちょっと違うと考えています。

【村上座長】 まあ、定着予防という観点では普及啓発ということは非常に重要なことなので、共通なものはもう方針として最初にぼんと書いて、それでやっておいたほうが文章は見やすいような気がします、わかりました。

ほかに何かございますか。

なければ、「議題(2)特定外来生物等の選定について」に進みたいと思います。

説明をよろしく申し上げます。

【外来生物対策係長】 ここでの説明は資料2と3を用いて御説明させていただきます。

まず爬虫類・両生類についての議論の概要についてです。今回、先ほど申し上げましたとおり、爬虫類・両生類含めて6種の候補について検討を進めてまいりました。グループ会合の方では原案どおりこの6種を指定することについて異議なしとの最終的な結果をいただいております。

ただ、ハナガメについては台湾や中国からの多数の養殖個体が輸入されているという状況があることと、ハナガメについては野生下でも飼育下においても交雑することにより生じた生物が既に存在してしまっているという現状がある。それについて、今回ハナガメという種のみではなくて、交雑種についても個別に検討を行って指定すべきといった御意見をいただいております。

また、「2. 指定後の措置」についてですが、指定後いかに遺棄を防ぎ、外来生物法に基づく飼養等許可の申請率を高めるかが課題であるということで御議論いただいております。

ハナガメについては、これらの中でも飼養数が非常に多くなっているため、一般家庭でどのように受けとめられるかをしっかりと考えて対応すべきであろう。具体的には<周知及びその方法>についてさまざまな媒体を用いて普及啓発等、しっかりと認識の向上に努めていくべきだという御意見です。

また<飼養等許可申請の手続>として、できるだけ申請者の負担が少なくなる措置として簡素化するようなことを検討するべき。

またスウィンホーキノボリトカゲについては、現時点で定着している地域がまだ本当に限定的なため、早期対策をすべきだといった御意見等もいただいております。

また、今回の候補種の中には入っておりませんが、別途アカミミガメ及びクサガメについても検討を進めていくことが必要といった御意見をいただいております。

資料3をご覧くださいと思います。今ご説明したグループ会合の御意見を踏まえて変更したところですが、6種ということは候補としては変わっていませんが、表の一番上、特定外来生物の欄にハナガメ及びという形で「ハナガメ×ニ

ホンイシガメ」、「ハナガメ×ミナミイシガメ」及び「ハナガメ×クサガメ」、これらの交雑種については既に野外での交雑が確認されていること等を踏まえて、もう現時点で特定外来生物に指定すべきではないかといったことをグループ会合後に議論させていただき、現在このような候補としております。

また、種類名証明書の添付が必要な生物としても、同じくハナガメが属するイシガメ属全種及び、ハナガメについては、広義の分類群になりますイシガメ科に属する種同士でも今後交雑する可能性があるため、それらが今後入って、より大量に輸入されるとか、大量生産されるようなことが起こり得るかどうかを、種類名証明書添付が必要な生物としてしっかり把握することも必要だということで、これらを加えております。

それ以外は基本的にグループ会合の状況と変わっていませんが、簡単に御紹介します。ハナガメについては先ほど申し上げたとおり、日本でも野外越冬も可能で、定着が可能である。またイシガメ等との交雑事例が知られているため、在来種と交雑して遺伝的な攪乱を引き起こすおそれがあるということで、特定外来生物の指定候補としております。

スウィンホークキノボリトカゲについては、もう既に日本でも定着しております、繁殖していると。現時点ではまだ分布域が限定されるものの、今後、高密度化または分布拡大していくことが懸念されるということから、早期の排除を含めて特定外来生物指定の候補としております。

両生類に移って、ジョンストンコヤスガエルですが、海外の各地で既に定着している事例が確認されていて、今後日本に定着すれば、競合等により生態系に被害を及ぼすおそれがあるということ踏まえて、特定外来生物の候補としております。

またオンシツガエルについては、フロリダ半島で既に定着している実績がございまして、今後、捕食や競合により生態系等に被害を及ぼすおそれはあるという状況でございまして、これについても指定候補としております。

また、その次にアジアジムグリガエルですが、これについてもペットとして国内でも一部飼養されているような状況で、また、観葉植物などに混入して日本に入ってきてしまっている事例が断続的にあるという状況でございまして。関東以西の温暖な地域にこれらが逸出して定着してしまった場合は、生態系に被害を及ぼ

すおそれがあるということを踏まえて、特定外来生物への指定の候補としております。

続いて資料3の2ページ目の両生類最後の項目ですが、ヘリグロヒキガエルについても日本において観葉植物などへの混入事例が断続的に残されております。南西諸島、小笠原諸島などで定着するおそれがありまして、定着した場合に在来種の生態系に被害を及ぼすおそれがあるとしており、特定外来生物の候補としております。また、ヘリグロヒキガエルについてはもともと既に未判定外来生物に指定しておりましたので、我が国でのペットとしての利用は、外来生物法施行時から基本的にはないという状況でございます。

以上で資料2、3の爬虫類・両生類の御説明を終わります。

【村上座長】 それでは、今説明があった爬虫類・両生類についてですが、まずこれはグループ会合の座長を務められた長谷川委員から補足をお願いします。

【長谷川委員】 ただいま、事務局から、十分専門家会合の議論、要点をついた形で説明いただきました。

今回の爬虫類・両生類の専門家会合で特に重点的に議論したことは、カメ類のハナガメです。指定のため条件を議論した上で、指定後の対応を、かなりきめ細かく行うことについて、さらに議論を深めました。

今後クサガメやアカミミガメを特定外来生物として指定することを視野に入れていますが、その時に指定後の対応をどう進めていくかによって、指定による被害防止を実効性のあるものにしていけるかを考えておく必要があります。その意味で、ハナガメの指定は、まさにその時のための試金石になるというような意味合いがあると認識しています。すなわち、指定をした後、いかにして遺棄を防ぎ、引き続き飼育していただける環境を整備していくため、現在これらのカメ類を飼育している人たちとのコミュニケーションをとっていくことの重要性を確認しました。また、ハナガメは、将来アカミミガメが指定された場合に、その代替種として移入される可能性を勘案し、今回は事前に指定しておく意義があるということです。

もう1点はハナガメと日本の在来カメ類との交雑の問題です。アカミミガメの

場合、日本の種類と交雑可能性は全くありません。むしろ生態学的な影響がかなり多い種類です。しかし、ハナガメに関しては、系統分類学的な位置づけが再検討され、クサガメとともに、日本のイシガメと同属のカメであるということがはっきりしました。したがって、生態学的な影響に加え、ハナガメと日本の在来種との交雑の問題が顕在化してきました。さらに、ハナガメそのものでなく、意図的にハナガメとイシガメ属のカメとの交雑種をつくり、それをまたペット用に輸出することも想定されたことから、それに対してあらかじめ手を打っておくべきではないかということが、このハナガメに関する問題の要点です。

あともう1点、カエル類に関しては事前に導入を防止するという視点で言えると思うのですが、そのキノボリトカゲに関しては、定着している個体を根絶して、1つ実績をつくることにつなげられないかという意見も出されました。

カメの観点、指定後の問題と交雑についての問題、トカゲに関しては小個体群の状態でいかに根絶するかということを念頭に置いて実績を積み重ねていくべきという議論がありました。

【村上座長】 そうしましたら、この分類の質問、意見、どこからでも。

【岡委員】 ハナガメの輸入量とか流通量とか飼育量とか、もし把握されていたら教えてください。

【外来生物対策室長補佐】 必ずしも正確には把握できていません。というのも、カメの輸入量はカメ類全体で把握されていまして、中国からだとクサガメ、スッポン、ハナガメですとか、そういったものはもう混成状態になってしまっているのが現状で、具体的にハナガメが幾つ入ってきているかはわからない状況ですので、今回はグループ会議の先生方から、どういう状況にあるかとか、実際にその爬虫類を売っているような方々から聞きながら検討しているという状況になっているところですよ。

【岡委員】 聞きながらで、どれぐらいという感触があったわけですか。

【外来生物対策室長補佐】 数はわかりませんね。

【長谷川委員】 今の数の問題ですが、例えばアカミミガメが現在何匹いるのかというようなことは、実際にどこに何個体いるのかということ推定していくということはとても大事な課題になります。そういう面での研究は進めていますが、まだ十分きちとした形になっておりません。飼育されているカメについても何らかの推定手法、つまりアンケート調査なり何らかのパラメーターをとってモデル的に推定するというような研究をするということにより、各町々にどれだけ飼われているカメがいるのかというようなことを研究する必要はあるのではないかと認識を持っています。

非常に不確かな情報をもとにかもしれませんが、それを組み上げていって統計的なモデルから推定していくというふうなことは必要ではないかと認識を持っています。

【村上座長】 指定した後は、飼育を続けようと思うと飼養許可を取らなければいけないですね。そうすると、その数は把握できますね。

【長谷川委員】 登録をするという前提ではですね。

【村上座長】 そこは特定外来生物ですから、登録しないと話にならないですね。だから、それはちゃんと出てくるのではないですか。だから、一番気になるのは、アラビグマの場合、繁殖禁止にして、それでも一部の人は多頭飼育して繁殖させると。それは知っています。それで困ってしまして、その場合、僕はよくわからないけれども、ハナガメは飼育下で繁殖を自分でやらすということはないでしょうね。

【長谷川委員】 ごく一部の熱狂的な方は可能性がありますが、その方たちがお金を目的としてマーケットに流すということをするかどうかはちょっとわかりません。が村上先生が御指摘になった件で、特定外来生物に指定すれば、必ずその飼っている人が100%登録するということは保証がないという認識を私たちは持っています。

す。

そこは、このカメがそんなカメなのかという認識を持っていない方たちはたくさんいるのではないかという現実をきちんと踏まえなければならないと思います。指定したのだから、飼っている人は登録して当然だという考えでは、どこか落とし穴があるのではないかということが、今回議論の中で出てきた課題です。現実を見据えた形で、ハナガメをはじめとしてカメ類を飼育している一般の人たちの意識を認識して、何らかの手を差し伸べる必要があるのではないかということとは、かなり時間を割いて議論しました。

なので、指定すれば数が出てくるであろうというところは不確かなわけで、その前段階で何らかの個体数推定なりの作業、そして、あらかじめこれだけいるということに目星がついていることで、例えば市町村の窓口でどれだけの仕事が発生するのかといったようなことについても想像力を働かせておく必要があるのではないかということが、この事後対策の内容として出てきた議論であります。

【村上座長】 飼育の許可というと、先ほどの話は、アライグマの場合は、飼育を許可する場合に繁殖をとめる、妊娠抑制ということをやんとするということは条件づけになっていると思うのです。カメの場合にそういったことがなされているかどうかは気になったというところですね。

ですから、合法的に飼い続けられるというときの許可条件はどうするのかということがよくわからない。その辺は今後ちゃんと詰めておかないと、そのハードルが余り高いと、もう面倒くさいから許可を得ないで飼おうかという人が出てきたら困るわけですね。

でも、基本的には特定外来生物を飼うには許可が必要だということは徹底して言わないといけないですね。そこは前提にしないと外来生物そのものを潰すことになるので、そこは譲れないと思うのです。だから、そこは状況がどうあろうと、カメを飼っている人が悪かったら、そのことに対してきっちりと物を言うということが僕の意見ですね。

【外来生物対策室長補佐】 そうですね、許可の申請をする、しないという話というよりは、例えばですが、ペットショップなどに申請書とか、あるいはそういったハナ

ガメの指定されたことを伝えるようなものを設置するなどの対策があると思います。環境省の地方環境事務所が申請を受ける立場になるのですが、もともとそんなに積極的に許可を取りたいと思っているものではないものを、許可を取らなければいけない状況であれば、ペットショップだったり、場合によってはホームセンターであったり、そういうところに申請書を置いたりすることによって、できるだけその申請率を上げたいと思います。

村上先生がおっしゃるように、当然繁殖はさせられないので、そういったことも含めてしっかりとやっていくべきであろうと思います。

かつてのカミツキガメがややそういったアンダーグラウンドになってしまった状況はあると思いますので、そこをそうしないようにしましょうという議論でした。しかもカミツキガメよりももっと安易な感じで飼われている方が多いであろうといった意見であったと思います。

ですので、申請率がなかなかわからないという状況にはありますが、そこを高めていくということかなと思います。

【村上座長】 アカミミガメのときに、駆け込み寺をつくれ、要するに個体の引き取り体制ができていないので問題だという話をして、その結果として延ばされたのです。その結果で何が起こったかと言いますと、水道の蛇口をとめないままにそれをしたものですから、アカミミガメがずっと輸入されてしまったという話で、だから、輸入をとめるということ、まず入ってくるものをとめるということが先だと思うのです。僕はあれは失敗例だと思うのですね。

だから、はっきり言えばアカミミガメの場合も、入ってくるものを防止すべきだったと思います。その後でいろいろなことをやるべきで、その辺のところ、今回の場合は、少なくとも先に指定するということは非常によいことだと思うのです。そうすると、前も議論になった受け入れ、個体を手放すことが、犬猫はちゃんと引き取り手の体制ができていますね。カメの場合とかペットのときは、できていないところが一番大きな問題なので、これは何とかするというのも必要なことではないかと思っているのですよ。やはり飼っていると愛着は湧きますから、どうしたってそれを殺すことは忍びない。そうすると選択肢として野外に放すということが出てくるので、その引き取りを何とかするというのを議論とし

てはもう少し詰めなければいかんのではないかと思っているのですが、この辺はどうなっていますか。

【外来生物対策室長補佐】 今回俎上に上がっているものでは、爬虫類とか魚類でそういった話して、特に爬虫類の場合は、殺処分とかは動愛法の関係もあったりして難しい部分はあるのですが、議論になっていることは、ハナガメに関して言えば、かなり安い状態で売っているということがあって、例えば業界とかで協力するにしても、それなりの高価な個体であれば、引き取って、またちゃんと飼ってくれる人に回すことができ、回ってくださるけれども、ハナガメに関しては回らない状態になってしまうと言うか、アカミミガメも同様だと思うのですが、そういった状況になってしまうと。

ですので、犬猫は譲渡先を探すことになると思うのですが、ハナガメの場合は、かなり譲渡などは難しいのではないかということをおっしゃっているという状況にはあります。

【長谷川委員】 議論の中で、現実的な対策としては、引き取るという方向での流れをつくるよりも、飼い続けるというところで遺棄を防ぐという、そこが大事なのではないだろうかという議論になりました。

【村上座長】 ハナガメは平均寿命で大体20年ぐらい生きますか。

【長谷川委員】 20年は十分に生きます。

【外来生物対策室長補佐】 そこも議論になって、飼い続けることが前提という中で、年をとって飼えなくなったとか、いろいろな状況があるので、なかなか「飼い続けましようの一言では済まされないということもありますよね」という現実も指摘はされているところです。

【村上座長】 カメの場合、寿命が長いということが、ペットの中で1つの大きな特徴だと思うのです。そうすると50年ぐらい生きられたら、それは飼い主より長く生き

るものがいっぱい出てくるという、これは大きな問題だと思いますね。そういうときの、そういう長寿のものを飼う場合の体制というものは、やはり何か考えないといけないと思っていますのですね。

これは今回ではなく、そういうことを徐々に体制を整えることは、動愛法との関係も含めて、今後の検討課題の1つだと思うのですね。

【岡委員】 今まで特定外来生物に指定されたもので、ペットとして飼養申請があったものは何件ぐらいありますか。

【外来生物対策室長補佐】 やはりカミツキガメが多いですね。

【岡委員】 何千件という……。

【外来生物対策室長補佐】 何千件まではありません。

【岡委員】 ペット類ではほとんどがカミツキガメですか。

【外来生物対策室長補佐】 そうですね。もともとペットでそれなりに飼われているものの指定が多くありませんので。飼養許可申請という広い概念で言うと、もうほとんどがセイヨウオオマルハナバチになっていまして、あとはチュウゴクモクズガニが多いという状況にはあります。

【村上座長】 ほかにございますか。

なければ、この専門家会合としては、ハナガメ等の爬虫類2種類、ジョンストンコヤスガエル等の両生類4種類を資料4の評価の理由に基づいて、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として特定外来生物に指定するべきとの結論でよろしいですね。

(異議なし)

【村上座長】 そうしますと、そういう結論にしますということで終わりたいと思いま

す。

次に、魚類に話を移したいと思います。魚類について説明をお願いします。

【外来生物対策係長】

魚類について、まず議論の概要からでございます。まず「1. 特定外来生物の指定について」としては、グループ会合に上げさせていただいて、本日の候補としても上げさせていただいている原案の12種類（パイク科とガー科については交雑種を含む。）について指定することについては異存なしとの結論をいただいております。

また、ガー科に属する種については現在の飼養等の状況から、遺棄のリスクが大きいということを踏まえて、猶予を持たせて業界と協力しながら啓発していくのが現実的な手法であり、今後の魚類の外来種問題の解決にも非常に重要であるということを踏まえて、2年程度の周知期間というものを経た上で指定をすることと考えておるといことについても議論させていただいて、それについても了承いただいております。

また「2. 指定後の措置について」は、先ほどの議論にもございました爬虫類・両生類の部分とも重複する部分も多いのですが、被害の未然防止効果の観点が必要であるということと、3つ目のポツですが、飼われているもの、飼育されているものがこの中にも含まれているので、遺棄対策というものをしっかり検討すべきであると。

また4つ目のポツですが、飼育の許可について、許可申請の敷居が高くなり過ぎないように、しっかりと飼育者のことを考えた上で申請が行われるよう検討をするべきであるといった御意見をいただいております。

また、2つ目のポツですが、被害の未然防止効果の観点が非常に重要であるということで、今回、総合対策外来種の中からオオタナゴとコウライギギを挙げておりますが、これらについては、まだ本当に一部の地域での分布になっておりますので、こういった種を今後さらに分布が拡大しないように、この指定を含めて対策を進めるべきだといった御意見をいただいております。

また、3. その他の種についてですが、現在の生態系被害防止外来種リスト未掲載種の中で、多数流通している種もありますので、リスクの高い種が同属にい

ればリストアップするなど、生態系被害防止外来種リストの更新ということも重要であるといった御意見もいただいております。

これらの御意見を踏まえて、資料3の2ページの下半分からでございます。ブラウンブルヘッドについては侵入予防外来種、まだ日本に侵入していないところらでは把握している種ですが、海外では在来種への地域的な絶滅を引き起こしていたり、また低水温にも耐性があったりするなど、在来種よりも優位に増殖する可能性もあると。また、特定外来生物に既に指定されているチャンネルキャットフィッシュと類似の生態を持っておりまして、定着した場合に在来の生態系に大きな被害を及ぼすおそれがあるとして、特定外来生物の候補と考えております。

また、フラットヘッドキャットフィッシュについても、海外で絶滅危惧種を含む在来種の減少を引き起こしているという事例がございます。アメリカ合衆国は自然分布域に入るのですが、その中でも、アメリカにとっての国内由来の外来種という位置づけとして最も悪影響が大きい種の1つとしても言われている。また、低水温にも耐性があるという点で優位に増殖する可能性がある。また、チャンネルキャットフィッシュとも同じような生態を持っていることを踏まえると、定着した場合に大きな被害を及ぼすおそれがあるものとして、特定外来生物の指定の候補と考えております。

3ページ目に行きましてホワイトパーチでございます。これについては既に未判定外来生物に指定されておりますが、在来種と置きかわったりすること、また肉食性魚類の成長率を低下させたり、また漁業対象種を減少させたりするなど、地域漁業にも被害を発生させており、また低水温にも耐性があるなど、こういった生態を持っていることを踏まえて、定着した場合に生態系に大きな被害を及ぼすおそれがあるものとして、特定外来生物の指定の候補としております。

またラップについてでございます。海外では在来種への地域的な絶滅を引き起こしており、またこれについても低水温に耐性があり、環境変化にも耐性があり、繁殖能力も高いため、定着することにより在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあるものとして、これについても特定外来生物への指定の候補としております。

続いてラウンドゴビーでございます。海外で競合や捕食によって在来の生態系への被害が発生していること、また低水温への耐性があること、また汽水域でも生息可能であるという生態を持っていることから、これらの生態を持つことによ

って生態系に大きな被害を及ぼすおそれがあるということを踏まえて、特定外来生物の指定の候補としております。

これらの今申し上げた5種については、もともと侵入予防外来種として生態系被害防止外来種リストにリストアップしておりまして、まだ日本には侵入もしている事例はございませんが、海外の事例等を踏まえて特定外来生物の指定の候補としております。

また「流通・利用状況」をご覧くださいと、海外でゲームフィッシングの対象にもなっているという状況でございます。

ここからは、日本では一部観賞魚としていたりするものが入ってまいります。まず、ヨーロッパナマズですが、海外では捕食によって在来種の地域的な絶滅を引き起こし、在来の生態系への被害を発生させていること、また、これも同じく低水温にも耐性があり、日本国内でも広く定着できる可能性があります。汽水域でも生息可能であること、また世界最大の淡水魚として知られていて、非常に獐猛な捕食者であるといったことを踏まえて、国内で定着した場合に生態系に大きな被害を及ぼすおそれがあるということを踏まえて、特定外来生物の指定の候補としております。

ヨーロッパナマズについては観賞魚として利用されていて、アルビノ個体もつくられているという状況でございます。

続いてパイク科でございます。パイク科については既にノーザンパイク、マスキーパイクが特定外来生物に指定されておりまして、今回それら以外のパイク科に属する種を特定外来生物の指定の候補として考えております。

これらについて、もともとノーザンパイク、マスキーパイクが指定されているように、同じような生態を持っておりまして、既に海外では競合や捕食によって在来の生態系に被害を及ぼしている種がいることがわかっております。また、低水温にも耐性があるといったことを踏まえて、類似の生態を有しているということを踏まえて、定着した場合に在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあるということを踏まえ、特定外来生物の指定の候補としております。

次の4ページをご覧ください。ガンブシア・ホルブローキでございます。こちらは既に未判定外来生物に指定されております。海外では絶滅危惧種を含めた在来種の減少を引き起こすなどして生態系への被害が既に発生している事例がござ

います。これについても低水温に耐性があること、また国内外の広い範囲で被害を及ぼしている特定外来生物のカダヤシと類似の生態を持っているということ踏まえて、捕食や競合によることで在来種を駆逐するなど生態系への被害を及ぼすおそれがあるということ踏まえて、特定外来生物の指定の候補としております。

続いてナイルパーチでございます。こちらはもう御存じの方も多いと思いますが、ビクトリア湖で競合と捕食によって固有魚類を200種程度も絶滅させたという事例もございます。南西諸島等で定着する可能性が高いものとして、当然、定着した場合に大きな被害を及ぼすおそれがあるものとして特定外来生物の指定の候補としております。

これについては観賞魚として一部流通しております。

また、ここから以下は総合対策外来種でございます。オオタナゴ、コウライギギは総合対策外来種で、国内の一部地域でもう既に定着をしております。オオタナゴについては霞ヶ浦周辺で定着しているということが知られていて、今後さらに分布を拡大させることによって、国内に生息する絶滅危惧種のタナゴへの生態的、遺伝的な攪乱が起こる可能性が指摘されています。これらを踏まえて特定外来生物の指定の候補としております。

また、オオタナゴについては、比較的多く流通していることと、また、釣りの対象としても、タナゴ釣りということで、このオオタナゴを中心ではないですが、オオタナゴを含めたタナゴ釣りということで釣りの対象ともなっております。

また、コウライギギですが、近年少し定着地から減少しているという情報もございますが、これも霞ヶ浦を含む利根川水系で定着・分布拡大をしております。チャンネルキャットフィッシュと生態が類似しているということ踏まえても、在来の生態系に被害を及ぼすおそれは十分あるだろうということでございます。また、固有種で絶滅危惧種の在来のギギ科魚類との遺伝的な攪乱が起こる可能性があるといった情報もございます。

日本での利用に関する情報は得られておりません。

最後にガー科になります。こちら、時々ニュースで出てくることもございますので御存じの方も多いと思いますが、ガー科については7種ございまして、こ

のうちアリゲーターガーが特に有名ですが、日本の各地で遺棄されたと思われる個体が確認されているという状況でございます。野外での越冬も可能という生態を持っておりまして、定着も可能と想定しております。また、数十年にも及ぶ寿命を持っており、全長も1 mから2 m、大きいものだと3 mぐらいになるものもあるといったもので、大型であるということ、また、肉食ということ踏まえて、捕食によって在来の生態系に被害を及ぼすおそれが十分あるということ踏まえて、特定外来生物の指定の候補としております。

観賞魚として、基本的に幼魚が販売されているという状況です。流通量は比較的多いのではないかといたところでございます。

ガー科についても、ガー科及び種間の交雑により生じた生物についても、今回の指定の候補として挙げさせていただいております。

以上です。

【村上座長】 それでは、グループ会合の座長を務められた細谷委員から補足を願います。

【細谷委員】 ただいま森川係長から詳細にお話しいただいたのですが、指定候補は侵入予防外来種、それからその他の定着予防外来種ということです。これは観賞魚としては既に日本に入っている。最後に総合対策外来種、オオタナゴとコウライギギを御紹介いただきましたが、グループ会合では、これらは十分に指定に値するであろう、早急に対応すべきものであるというような結論に達しました。

ただし、森川さんから御説明がありましたように、いきなりやるとかえって遺棄を促進するのではないかとということで、既にお話があったように、ガーについては猶予を設けて、ペット業界と足並みをそろえつつ、協働しつつ遺棄のないように、平成30年の2月ということで、妥当な具体策ではないかと考えるところで

す。

少し説明を補足させていただくとすると、ガー科であって、なぜ種レベルではないのかということですが、ガーは古代魚で、古生代には海産魚だったのです。化石は博多で出るくらい、かつて日本にもいた古い魚なのです。今のところ全世界に7種類いて、種によって非常に柔軟性に富んでいる。多くは北米原産です

が、例えば今本州で見られるものはスポッテッドガーとアリゲーターガーと呼ばれる種で、十分に耐寒性があります。繁殖は確認されていませんが、サイズの違うものが複数とられているので繁殖をうかがわせるものがあります。冒頭に課長から今回の方針の説明がありましたが、予防原理という点では当然対象になるべき種類だと思います。

一方、残りのキューバンガーであるとかトロピカルガーというのは、やや熱帯性で、よしんばこれが南西諸島に入ればホットスポットの生物多様性の地点に相当な影響を与えると危惧されます。これらがブルーギルのように常温適応したら手遅れになりますので、もう何としても啓発をしつつ進めていくことが妥当と思います。

2番目に、資料3の中にありましたが、皆さんよく御存じのナイルパーチ、これは水産にとってもフィレ（切り身）で相当数入ってきているわけです。皆さんよく御存じのように、「ビクトリア湖の悲劇」として非常に有名です。ただし、仲間は基本的には汽水魚で、実は四万十川の河口域、大淀川の河口域にいるアカメと同属別種です。アカメは希少性が高いところはあるのですが、ナイルパーチについては西アフリカを中心として分布していて、アフリカ全体にいるわけではありません。1960年代にアルバート湖からビクトリア湖へオランダの商人が複数回に分けて入れて、これが現地で言うフルと呼ばれるハプロクロミスという、エンゼルフィッシュの遠い親戚ですが、200種が30年の間に絶滅するという相当な悪食です。日本にも入れれば相当な影響を与えると予想されます。今観賞魚ブームで入ってはいますが、淡水から汽水までいますので、同様に南西諸島に入れば、おそらく定着する可能性が十分あると思います。これも予防の原理から、当然入れておかなければならないということです。

最後に総合対策種のおオタナゴについて少しお話しさせていただきたいと思います。おオタナゴは名前のおりタナゴの中で一番大きい種でございます。中国、韓国にいる種で、2001年ぐらいから霞ヶ浦から始まって、徐々に関東平野に広がっている種類でございます。

もとより淡水魚の中で3つ、分類のしにくいグループがあって、フナ、それからモロコ類、そしてタナゴ類は相当マニアックでないと区別できないグループでございます。

しかしオオタナゴは、そのタナゴ類の中でも1種類を除いて、他の種類とは極めて識別がたやすい。大きさだけではなくて、もちろん専門的に言うと、鰭条数を調べたりする必要がありますが、それ以外に斑紋のパターンであるとか、ひれの色であるとか、あと外部形態のひげの有無のように顕微鏡で見なくても現場ですぐできるような種類であります。

したがって、タナゴ釣り師がオオタナゴを間違えるということはまずありえません。混獲による釣りへの影響、混乱は考える必要は全くないと思います。

それと、オオタナゴは漁業権対象で、霞ヶ浦ではタナゴ類の佃煮、甘露煮、そういったものの対象になり得るとは思いますが、現況を見てみると、霞ヶ浦水系には在来のタナゴ類として、アカヒレタビラ、マタナゴ、ゼニタナゴ、それからヤリタナゴ、周辺にはミヤコタナゴもいますが、そういったものとの関係が考えられます。残念ながら霞ヶ浦の本湖では、ほとんどが本種とカネヒラだけで、混獲量も在来種は非常に少なく、実際には周辺の河川、特に北浦の河川にいるような状況ですので、漁業的な対応はそれほど難しくはないのではないかと考えております。

最もおそれることとして話はここから始まるのですが、先ほど1種類を除いて識別が可能だと申し上げたのですが、その類似した種類は、実は絶滅危惧種のイタセンパラのことで、現在、オオタナゴの侵入域は関東までですが、これが箱根を越えて濃尾平野、それから琵琶湖・淀川水系に入れば、イタセンパラの個体群はほぼ壊滅するということが予想されます。

それと霞ヶ浦本湖の悪夢が琵琶湖で再現される可能性が非常に高いので、これはもう何が何でも予防の段階で抑えておかないと、今後大変なことになります。とりわけ私が危惧することは、なかなか技術的に難しいでしょうが、ヒレイケチヨウガイの中に産み込まれたものが、霞ヶ浦から琵琶湖へ移殖された時点で、まず琵琶湖のタナゴ類はおしまいということになるのですが、それは何としてでも抑える必要があると思います。

それと、これについては冒頭にも申し上げましたように、漁業者や釣り師は大丈夫だと思いますが、一般の方々を啓発していかないと、なかなか対処が難しいと思います。私は魚類学会にもいるわけですが、そういう危険性があるということ踏まえて、魚種の識別点、簡易に区別できる方法について、水産庁あるいは

環境省とも協力しつつ、資料づくりや啓発等を考えていきたいと思っているところ
です。

以上3つのグループについて解説しましたが、大体のところはグループ会合の
意見だと思っています。以上です。

【村上座長】 はい、どうも。魚類について、どこからでも。

【成島委員】 では、よろしいですか。このガー科で2年間モラトリウムということ
ですが、その2年間のモラトリウムがあればかなり有効な手が打てるということな
のですか。

【細谷委員】 手続上の問題でしょうし、長寿命ですので、おそらくもう飼えないとな
ると放り出しますが、思い入れがあろうかと思うのですよ。そうなれば、手続さえ
すればそれは飼育が可能ですので、明日からだめよと言うよりは、猶予があれば、
そのくらいであれば何とか、あのカミツキガメのようなことにはならないの
ではないかとは思っているところなんです……。

【成島委員】 それについては環境省も積極的にPRしていくということですか。

【外来生物対策係長】 はい、2年間で提示させていただいたざっとしたスケジュールで
すが、今回指定に向けて、ガー科以外のその他の種類を指定するための作業をこ
れからしていくわけですが、その間にガー科については、その2年間は猶予があ
るということを、しっかりと業界と連携して啓発を進めていくと。そして業界の
ほうも既にガー科は今もペット、観賞魚ショップで売られているという状況もあ
りますので、そういうところにしっかりと啓発して、さらに、それはこれからの
業界との連携の仕方にもよるかと思うのですが、流通量をどんどん減らしてい
くということ踏まえると、2年間という期間が必要ではないかと考えておりまし
て、グループ会合のほうでも御議論いただいて2年間とさせていただきたいと考
えております。

【成島委員】 ありがとうございます。

【村上座長】 その2年間を切ったことによって、その間に、今なら飼えるということで飼育者が増えるという問題は起こらないですか。

【成島委員】 反作用でね、あるかもしれない。

【外来生物対策係長】 当然そういうことも想定はされるのですが、特にガー科については、以前は大きくなるということを余り啓発せずに、業界のほうも販売をする機会が多かったので、今こういう遺棄された個体が見つまっているという状況があり、最近では、特にアリゲーターガーが特出しで報道にも出たりするところで、やはり見た目もかなり怖い顔で、余りよい記事として載らないので、業界の方もこのガー科については、大きくなるということを前提にしっかり販売をされるということを踏まえると、しっかりと施設で、手続もした上で飼っていただく分には、環境省としても、もちろん遺棄されてしまうと問題が起きるのですが、そういったことで、さらに流通量も今後多くならないのではないかとということも業界の方と話しているので、そこの点についてはしっかりと、座長から今御指摘いただいたことも踏まえて、当然こちらも考えていたことですが、そういうことが起きないようにしていきたいと思います。

【村上座長】 一庫ダムと桂川で60cmぐらいのが泳いでいるのを見ましたが、とにかくすごい、正面を波蹴立てて来ますから、もう目立つんですね。そして大体そのぐらいの個体が遺棄されるんですよ。もっと大きなサイズものは遺棄しません、こんなサイズまで飼っていないです。50cmぐらいのときにはもう全部遺棄しはるんです。だから、遺棄サイズが決まっているような気がするんです。

だから、その辺の個体になったところに問題が起きます。最初は楽しいですよ。どんどん大きくなるし、見ていても楽しいのですが、だからその小さい段階のうちに「大きくなると困るので、何とか考えなさいよ」という話で、やはりこれも何か、彼らに「殺す」と言うてはいけませんから、引き取った後で処分するようなことをやったほうがよいような気がするのですね。あれは、上は、もう

甲羅みたいに頑丈ですし、結構難しいですよ。

だから、そういうことも考えたほうがいいと思うのですが、2年程度置くと言うのなら、その間にやるべきことをちゃんとするという、その2年間のスケジュールを立てるべきで、それをしていないと単なる先延ばしになって、その間に逃がしてしまえという人が出てきたら、それはもう目も当てられないですね。飼養許可を取るよりは、外へ出したら終い。2年の間には、放したって別に違反にならないという選択肢をとる人は出てきて当然ですからね。何か悪いことを言いますが、そういう可能性もあって、やはりその辺のことをちゃんとするにはどうしたらよいかということ、2年間の間にスケジュールは魚類グループで一回考えるべきだと思うのですね。

【外来生物対策室長補佐】 やはり今回重要なのは、ガー以外にもいろいろなリスクがある外来の魚類はたくさんいる中で、その普及啓発がしっかりされないと、結局ほかのものもリスクになってきます。業界とも話しているのですが、当然未然防止で法律の規制をするということもあるものの、最大の未然防止は飼っている人が捨てないということがもっと浸透するということになります。ガー科の指定についてははおそらく一部の業界は痛みとして感じるということはあると思うのですが、今後そういったことが起きないように今のような話をしていくということが必要なのかなと。

この後出てくる植物も、当然そういう話が多くなって、特に植物は見分けもつきにくいという問題があったりして、そこも含めてということなどもあると思うのですが、そこをしっかりとっていけば、今後むしろガーのようなことにならないようにしたいなとは思っています。

【細谷委員】 先ほどの爬虫類・両生類のカメの遺棄と同様で、次の植物もそうだと思うのですが、ここを慎重にやらないと、いけないと思います。自然を身近に体感させるというところで、アクアリウムって非常に重要です。考えようによっては、もう熱帯魚や外来のものを家では飼えないということになる前に、本当に歩調を合わせて啓発していくタイミングではないのかなとは思っています。ビフォー・アフターの部分も、また対策を足並みをそろえてやっていくことが必要です。

【村上座長】 ほかにございますか。

【角野委員】 今のことに関連して、こういう観賞魚を販売している業界と連携という話でしたが、その業者にも、こういう話を非常にちゃんと理解する良質な業者とそうでない業者がいると思うんですよ。もうガーは人気のある種類ですので、この2年間に何をするかということが大切だということはさっき村上さんも言われましたが、安易に飼養許可を出すというようなことは、ちょっと考えてもよいのではないかと。本当に生態系被害というものを考えるのであれば、まあ、強硬などという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、やはり何か効果のある対策を考えておかないと、うまくいかなかったということになりかねないというか。

【細谷委員】 確かに先生方がおっしゃるように、この2年が猶予ではなくて単なる引き延ばしであれば、その分だけ楽しむということにもなりかねません。具体的な細目における規制だとか手続だとか、そういったものをしっかりスケジュールしておく必要はあるようには思いますね。

そして場合によっては、なかなか難しいでしょうけれども、飼い切れなかったようなものの回収のシステムをペットショップ屋さんをお願いするような制度もまた提案できればと思っています。

【村上座長】 ほかにございますか。

ここで言うべきかどうかは別にして、ちょっと気になっていたことは、せっかくリストをつくって、今回も定着予防外来種を中心に、侵入予防とかいうものをやっていますね。そのリストのカテゴリーが、言葉では言われたのだけれども、資料3に入っていないですね。これは入れておくべきだと思うのです。

それで、こちらの参考資料3を見ると、要するにリスト化したもので、特にまだ入っていないものは重点的にやりましょうと。それから限定分布の初期のもので、対策ができるものを入れましょうというこの方針は非常に正しいと思うのですよ。そうすると、やはりこのリストとの関係でどんなものかという話ですね。

そこでちょっと話がややこしいのは、抜けているものはどうするのかというこ

とがちょっと気になってきて、この議論をし出したら長くなるから、僕はやめておこうと思ったのですが、ちょっとその辺のことも実はどこかで議論をしなければいかんだろうと思うのですね。

だから、とりあえず抜けているには抜けている理由があると思うのです。でも、そういうこの参考資料3のリストをもとにやっていることを、ここのカテゴリーの中に入れておいたほうがいいと。そうしたら、あのリストをつくったことの意味もあるし、それはリストをつくったことの1つの効果としてやっているわけですね。ですから、そういうことがわかるような形にしてもらえたほうがありがたい。

個票の中には入っているけれども、個票を細かく読む人は珍しいと思うので、未判定外来生物という欄がやたらと空間をとっているのも、もったいないと思うので、ここをもっと使ってもらって入れてもらったらどうなのですかね。

【外来生物対策係長】 はい、わかりました。

【村上座長】 そうしてください。そうしたらみんなが見て、それがこっちの参考資料3に連動していますよという話です。

ですから、まだどんなカテゴリーをつくって、どうリスト化したかということは、皆さん方は余り知らないと思うので、そういうことがわかるようなことをしたほうがよいと思います。それをよろしくお願いします。

そうすると、魚類についてほかにございますか。

【岡委員】 ちょっと質問です。2年間の猶予の間に申請の受け付けはやっていくわけですね。

【外来生物対策係長】 手続ができるのは、今のところの予定は平成30年2月からになります。

【村上座長】 飼養はしていますという話ぐらひはあったほうがよいのですけれどもね。あなたは飼っていますか、飼っていませんかということで、飼っていますという

人を調べておくということは1つの手だと思うのですけれどもね。

【外来生物対策室長補佐】 これも、先ほどのハナガメもそうですが、売っている熱帯魚ショップなどと協力して情報提供をしていくことを考えます。特に先ほどのハナガメと違って、動愛法の対象になっていないということもあって、大型化とか、競合とか、あるいは長寿であるとか、いろいろなそういったことも含めて、売るときに伝えていただくとか、そういう協力が必要にもなってくるかと思います。ガーの場合は、飼養等施設が既に飼っているものと余り大きく違うということはないと思うのですが、適切な飼養施設についてということも含めて普及啓発をしていく必要はあるかなとは思いますが。

【村上座長】 今後飼う人に対しては、確かにこれは大きくなりますし、危険ですよという話はできますが、既に飼っている人に対してどうするかという、その2つがありますね。そして、今既に飼っている人に対する話が出てきていると思うのです。だから、その辺のところを少し分けて、やはり戦略が違うと思うので、その辺のことをちょっと考えていただけたらと。これは全部に共通している感じがします。

【細谷委員】 今の岡委員の御質問とも関係があるのですが、ガー科は既にほぼこれで決まっていくと思います。本来だったらこれはほかの11種と一緒に規制しなければいけない段階です。しかし2年遅れるということなので、それまで状況によってはペットショップ屋さんに購入者リストに記録してもらおうとか、そういう作業手順をとれば、単なる引き延ばしではなくて、まさに猶予という感じになるのではないかと思います。

業界としてもなかなかやりにくいところがあるでしょうが、たしかカメなどもペットショップ屋でそうしているようですが。

【外来生物対策室長補佐】 カメは、ワニガメとか、動愛法で指定されているようなものは登録が必要になっています。

【細谷委員】 私もカメが好きで、何のカメだったかはちょっと忘れてしまったのですが、買ったときに名前と住所を書かされたことがありました。

そうした購入者リストを把握すれば、その後どうなったかトレースできると思いますが、御検討いただければと思います。

【外来生物対策室長補佐】 そうですね、その辺はものによっては、顧客は当然把握されているところも多いとは思いますが、リストという形とか、いろいろな状況はあると思いますが、そういうところも含めて業界とも相談していこうとは思いますが。

【村上座長】 もう業界との窓口はちゃんとできているのですか。

【外来生物対策室長補佐】 そうですね、観賞魚に関しては、窓口としては日本観賞魚振興事業協同組合というものがございますので、まずはそこと話をしながら考えています。グループ会合でも出ましたが、そのほか爬虫類も、魚類もですが、いろいろな雑誌とか、そういったところに広告を出すとかいったことも含めて検討していく必要はあるかと思っております。

【村上座長】 自主的に出してくれたらありがたいですが、例えばこういうことを出してくれないかと頼むことも必要ですね。

【外来生物対策室長補佐】 そうですね。まだ個人的な雑談レベルですが、そういった雑誌に申請書をつけるようなことができれば、そして切り取り線を描いて、それを使うことができればとか、雑誌の方々はそういったアイデア、そういうことを御存じですので、今後そういった話もしていく必要があるのかなと思っております。

【村上座長】 とにかく何か効果を高めるような方策を考えてみると。それは相手さんが納得しないといかんですから、その辺が一番難しいですね。

ほかに意見はございますか。

そうしたら、当専門家会合としては、ブラウンプルヘッド等の12種類を資料4の評価の理由に基づき、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として特定外来生物に指定するべきとの結論にしますが、よろしいですね。

(異議なし)

【村上座長】 そうしたら、そういうことでよろしく。

そうすると、残りは植物です。植物について事務局から説明をお願いします。

【外来生物対策係長】 同じく資料2の3枚目をご覧ください。

「1. 特定外来生物の指定について」ですが、事務局から挙げた4種類について原案のとおり指定することについては異議なしとの御意見をいただいております。緊急対策外来種というカテゴリーのうち今回はツルヒヨドリを候補にしておりますが、アメリカハマグルマのみ指定されないという状況にあること等も踏まえてなのですが、こちらは当初、特定外来生物の指定の候補として環境省としても考えておりましたが、グループ会合の委員の先生方、また環境省内での議論も踏まえて、今回、指定の候補からは外しております。

その理由として、資料2の議論の概要ですが、アメリカハマグルマについては沖縄県で、特に沖縄本島等でもうかなり定着してしまっている場所では、もう植木の植え込みとか路肩にもはびこっていると。また、芝生とか草地、少しでもすき間があれば非常に多くの個体のはびこっているという状況を踏まえて、特定外来生物に指定することによって、生きたものの運搬等も全て規制されることとなりますので、そういった状況を踏まえると、少しの土砂の移動、また土地の造成等でも、そういった点で違反状態が頻繁に起きてしまうということを踏まえて、現場での社会的な影響のほうはむしろ大きくなってしまっているのではないかと。ただ、そういった点で指定は今回見送ることとしているのですが、現場のほうでは当然このアメリカハマグルマの問題についてはかなり危惧している部分がございますので、指定は少し状況を踏まえて検討することとしますが、対策については進めていくといった議論をしております。

また、「2. 指定後の措置について」でございます。今回候補としているナガエモウセンゴケやエフクレタヌキモについては、一定の利用者があると考えており

ますが、指定をきっかけとして、これも同じですが、野外に放出されることを抑制するために、手続等について丁寧にしっかり伝えていくことが必要だといった御意見もいただいております。

また、今回指定候補4種類ですが、それ以外の植物の中でも多くがこの生態系被害防止外来種リストにリストアップされておりまして、それらの中にも多く利用されているものが、ほかの分類群と同様にあるので、今回指定の候補とする植物以外にも、野外に持ち込まないように愛好家の方などへの普及啓発をしっかりとっていくことが重要であるといった御意見もいただいております。

また「3. その他」ですが、リストを作成し、園芸スイレンとか、比較的身近な植物がこのリストの中にリストアップされているということを踏まえて、このリストアップされている状況だけを見ると混乱してしまうのではないかと。個票をしっかりと作成していく、こちらは事務局で進めておりますが、しっかりと進めて、そういう意味で個票をつくることで対策が現場でしっかりと進むようにしていくという対策が必要であるといったこともいただいております。

また、植物については特にかもしれませんが、国レベルのものだけではなくて市町村レベルでの外来種のリストもしっかり作成していくよう、地域レベルでの底上げをしていくことも必要ではないかといった御意見をいただいております。

続いて資料3の指定候補種ですが、以上のような議論を踏まえて、今回の候補としてはビーチグラス、こちらは植物の中で唯一侵入予防、日本に未侵入のものとしてリストアップしているものですが、こちらを指定すると。そして評価の理由としては、海外では侵略的な外来種として既に知られていて、日本に導入された場合に、海岸砂丘等に生育することによって在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあるとして指定の候補と考えております。海外では緑化の植物として使われているという状況でございます。

続いてツルヒヨドリは、総合対策外来種の中の緊急対策外来種に位置づけられています。こちらは、日本では沖縄を中心に定着しておりまして、今後、九州、本州への定着を防ぐ必要があるという状況でございます。つるで絡みついて厚いやぶを形成しながら林冠を覆うように繁茂しております。そういう状況を踏まえて、今後の分布拡大により在来の生態系に大きな被害を及ぼすおそれがあるものとして指定の候補としております。

近縁種は観葉植物として流通はされていますが、本種に関する利用の情報は得られていないというような状況でございます。

続いてナガエモウセンゴケは、モウセンゴケ、食虫植物として観賞用に利用されていて、主に愛好家の間で流通している状況だと把握しております。一部の湿地で意図的に植栽されるなどして定着してしまっているものが国内で散見されるといった状況でございます。湿地の絶滅危惧種と競合、駆逐し、絶滅危惧種を含む在来種の遺伝的攪乱といったものを引き起こす可能性があることを踏まえて、生態系に大きな被害を及ぼすおそれがあるものとして、今回の指定候補として考えております。やはり意図的に植えられたものが問題となっている場所が多いということを踏まえると、早期の排除、拡散防止をしっかりと、普及啓発と現場での対策を進めていく必要があるという状況でございます。

エフクレタヌキモも同じく観賞用として一部利用されていて、特に愛好家の間で流通していると。評価の理由としては、ため池や湿地の希少な水生植物と競合し、駆逐するおそれがあると考えております。外来のタヌキモ類の中では特に生態系への影響が深刻と指摘されていて、分布が拡大した場合に在来の生態系に大きな被害を及ぼすおそれがあるものとして、特定外来生物の指定の候補としております。

以上です。

【村上座長】 どうもありがとうございます。

それでは、グループ会合の座長の角野委員から補足をお願いします。

【角野委員】 今回、今説明があった4種を指定候補種とするということで合意が得られたわけですが、1つ、まだ入っていないビーチグラスというのは侵入予防外来種ということで、もし入った場合、被害が非常に大きいだろうということで、順当な選定だと思います。

2番目のツルヒヨドリも、現在、外来種被害防止リストで緊急対策外来種に2種類、特定外来生物に指定されずに残っているのですが、その1種のアメリカハマグルマは、先ほど説明があったように、指定しても実効性がないという問題があって、今回見送りまして、もう1種のこのツルヒヨドリを指定しようというこ

とになりました。南西諸島のサンゴ礁海岸などで急速に広がっていて、今手を打たなければ手遅れになるだろうというものです。

あと2種類、ナガエモウセンゴケとエフクレタヌキモという、これは両方とも食虫植物なのですが、これを指定しようということになった背景には、意図的な植栽とか投棄が無視できないという議論があったからなのですね。というのは、アクアリウムプランツなどは結構野生化して増えているのですが、今までは自分のところで栽培していて、増え過ぎたから近くの川や池に捨てるというものが多かったのですが、このナガエモウセンゴケの場合ですと、非常に良好な湿地に植えている人がいる。エフクレタヌキモも、現在野生化している現場を見ると、自然環境の非常に良好な水域なのですね。だから、意図的にそういう場所を選んで、かなりそれなりの知識を持った一部の人が捨てているという現状があるかと思うのですね。

多くのマニアというか愛好家は、ちゃんと自分の管理下で飼育しているのですが、一部ながら、そういうけしからん人がいるということで、やはり指定して規制しなければいけないだろうということになりました。

そして、今回どの分類群でも普及啓発ということが書かれていますが、生態リスクを周知するというだけではなくて、ペットの飼育とか、観賞植物の栽培というときのルールとかモラルまで踏み込んだ普及啓発を考えていかないと、ますます同様な問題を引き起こす種類が増えるであろうと思われるのですね。そういう警鐘という意味も含めて、このナガエモウセンゴケとエフクレタヌキモの指定ということで委員の賛同が得られました。

【村上座長】 ありがとうございます。

ただいまの説明がありました植物、どこからでも、質問なり意見をどうぞ。

【細谷委員】 全くの素人で申しわけないのですが、ツルヒヨドリ of 侵入地が非常に気になっています。と言いますのは南西諸島、先ほど魚でも紹介したのですが、これは生物多様性のホットスポットで、とりわけ西表に既に侵入したという御報告だったと思いますが、これは資料を見る限りにおいては、観葉植物などがなくて、単純にインドで飛行機の離着陸場でカムフラージュに使われる程度ということ

すが、沖縄本島から、あるいはそのほかの地域から西表に侵入したその経緯、あるいはどういう状況で繁殖しているのかをお聞かせいただけますか。

【角野委員】 詳細はわかっていないということが実情なのですね。だから、意図的に入れられたものか、非意図的に入ったものか、そこから不明です。ところが近年どんどん広がっていて、やはり今の増殖速度を見ると、今手を打たなければ手遅れになるだろうという状況になっていると思います。特に観賞用植物で栽培されているとか、そういうものではありません。

【細谷委員】 特に気になるのはアレロパシー、つまり在来の植物に相当根っこのほうから影響を与えるのではないかと危惧します。

【角野委員】 西表島あたりでは絶滅危惧種がたくさんあるのですが、そういうものを本当に絶滅に至らせるおそれがあるということで、早急に対策を打つ必要があるということが、今回指定を考えた根拠ですね。

【村上座長】 ナガエモウセンゴケを良好な湿地に植栽する目的は何なのですか。

【角野委員】 湿地を自分のところの庭のようなものと混同しているのでしょうか。食虫植物マニアが自然の湿地に、このナガエモウセンゴケだけではなくて結構いろいろな食虫植物を植え、そして見に行っていて楽しんでいる例があります。

【村上座長】 それは、そこで増やして、それを売ろうという話ではないのですか。

【角野委員】 業者が入れている場合もあります。そして、誰が入れたかは特定できないのですが、アクアリウムプランツの場合は明らかに業者が入れて、増やして、それをまた回収して売っているという例を実際に知っています。

【村上座長】 ということは、販売はどうせ禁止になりますから、そういうことはできないですね。だから指定することに対しては賛成なのですが、何でするのかなとい

うことが、どうも……。

【角野委員】 食虫植物マニアとしては、例えばエフクレタヌキモがアメリカで群生している写真などを見て、それが日本で見られるということは楽しいのかもしれませんが、私がちょっと危惧していることは、外来生物問題にこういういろいろな世間の関心が高まっていることに対する反発というか、何か確信犯ではないかと。そういう意味でも、ちょっとしっかりした対応に出なければ、ますます凶に乗るという感じですね。

【村上座長】 深泥池は天然記念物指定されていて、状況がきっちりと把握できていて、人為の攪乱は少ない。だから、あそこでオオクチバスとかブルーギルの生態的影響が明らかになったかということで、何が起こったかといいますと、あそこにこそっと密放流する人が出てきたのですね。現在も続いています。だから、そういうことが起こると非常に困ったことになる。今、保護活動で4月から11月まで週3日除去作業をしているグループがいるんです、市民活動を含めて。それに対して意図的にそういうことをするのですね。僕は、それだったら監視カメラをつけて、捕まえて、今までかかったお金を全部裁判で要求しろと言っているのですが、そういってもなかなか、人権があるからといって、カメラも設置されていないのです。その辺のところは非常に難しい話で、意図的にやる人が出てきます。これをどうするかということはかなり大きな問題です。

【角野委員】 本当にごく一部の人の人なのでしょうけれども、やはりそういう人が存在するということは放置できないということです。

【村上座長】 だから、やはり摘発する以外手がないと思うのですが、摘発するには証拠をつかまなければいけないですね。状況証拠はあるのですが、もういきなり、ルーア一傷のついたこんなやつが泳いでいますというのを見つけて、これは明らかにおかしい、昨日の晩には誰が来たかというところまでわかっているのですが、やはりその人が放したという現場でないとはいけませんから、難しいですね。今後こ

ういう形のことが起こると困るので、そこは良識というものをちゃんとしなければあかんですね。

【角野委員】 その飼育、栽培のルールが重要と考えます。

【村上座長】 今日の話の共通したことです。

【角野委員】 そうです。

【村上座長】 全部「皆さん、飼育、栽培に関するモラルを持ちましょう」という話が、何か非常に基本的なところで欠落している部分があって、それは普通の言い方では無理ですね。だから、小学校教育とか中学校教育の中できっちり押さえないと無理だと思うのですけれどもね。

【角野委員】 そして、これは外来生物がなぜ問題なのかという根本問題で、人間が公園とか庭園とか管理できる場所で飼育しているのであれば、これは問題ないのですよ。それは野生に逃げ出す場合も、意図的に放す場合もありますが、そのことでどういうことが起こるか。それを防ぐために、やはりきっちり、自主規制も含めてやらないといけないという考え方ですね。なぜ外来生物は問題なのかという、もう根本問題です。そこをきっちり普及する、啓発するということですね。

【村上座長】 やはり飼養生物と野生生物は違うのだというところがないのです。だから、河川敷にオニユリをやたらと植えてきれい、きれいと言っているグループがいたり、それからニシキゴイを放して、ニシキゴイはきれいだと言って喜んでいたり、鴨川に放しているんですよ。

そういった話が出てくると、その辺の問題が、いわゆる自分の庭と同じ形で自然というものを見ているという、そここのところが何か一番根本にあるのではないかと思うのです。

だから、僕はいつも飼養動物と野生動物は違うのですよという話をしているのですが、やはりその辺が大きな問題で、一番根本的なところから始まっているよ

うな気がするのですね。これはかなり長期的な教育の、その今やっている人だけでは済まない問題で、小さいときからの教育がものすごく重要だと。

ニュージーランドなどは環境教育にすごく力を入れていますから、その辺のところへ踏み込まないといけないのではないかと思っているのですけれどもね。

そして、この辺の話をする、被害防止の行動計画のほうと関連してくるので、それとの関連において、そっちを常に意識して、そっちは何をするのかという、そこと一緒にしないと、リストだけでは僕はあかんと思うのですよ。

そして、被害防止行動計画のほうでは今後何をしていくのかという、その戦略のようなことをちゃんとしておかないと、これなどはもってこいなので、これと関連して何かをやれば物事が進むと思うのです。だから、一回そういうことを考えてもらえないかと思っているのですけれどもね。

おのおのばらばらで、リストがあって、行動計画を書くのではなしに、一体化したものとして描くほうが効果が大きいです。これはよいチャンスなので、今言った2年間なりの猶予期間に普及啓発することが問題なので、今どこに何がいるのかと。単なるパンフレットづくりではなしに、どこに何がいるのかということが一番大きな問題だと。誰に、どういう対象に何を指摘するのかというところをもうちょっとちゃんと詰めないといけないのではないかと、これが僕の意見ですね。

それで、ほかに御意見はございますか。植物はたくさんある割には選定種が少ないのですが、これはいつも植物は気になって、動物の割には、候補種の割にはいつも選定種が少ないのですが、植物はそれだけ大変なのだろうという感じが…。

【角野委員】 やはり指定することの実効性がある種類ということになると、なかなか難しいですね。

【村上座長】 その辺がいつも、動物を見ていたら、植物は何か選定種が少ないなという感じがしてしましてね。これは、だから、効果の高いものというか、効果が出て、それがちゃんとうまくいくと、これはよいのだなというふうに行くと思うのですよ。だから何らかの形で、今回のものも、それを指定したことによってこん

なよいことができたということができることが一番望ましいと思うのです。そうすると、その指定の次のものも励みになるし、そういう感じがしますので、これは今後のアフターケアの話になりますが……。

そうしたら、今の話で、当専門家会合としては、ビーチグラス等の4種類を資料4の評価の理由に基づき、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として特定外来生物に指定するべきとの結論にしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

【村上座長】 そうすると、本日の候補種についての専門家会合としては、全て分類群グループ会合の結論どおりに特定外来生物に指定するという意見に達しました。

それでは議題(3)に移りたいと思います。今後の指定等の進め方について説明をお願いします。

【外来生物対策係長】 お手元の資料6をご覧ください。また、卓上配付のみですが、お手元に黄色のパンフレットがあると思います。

今後の指定等の進め方について資料6に基づき御説明さしあげます。

まず、「1. 専門家会合の開催について」です。生態系被害防止外来種リストの各分類群について、特定外来生物等の指定の検討を進めていくための専門家会合を今後も開催してまいりたいと考えています。平成27年度に今御審議いただいた爬虫類・両生類、魚類、植物について検討してきたことを踏まえて、平成28年度は哺乳類、鳥類、昆虫類、陸生節足動物、その他無脊椎動物の平成27年度に検討していない分類群について、今年度同様に被害の未然防止効果が高い未定着または侵入初期・限定分布の種について特に検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

続いて「2. 新規指定種を含む特定外来生物等の周知について」です。今の議論でも非常に多く出てまいりましたし、グループ会合でも非常に多く御指摘をいただきながら、必要性について御意見いただきましたが、周知をしっかりと進めていくために、(1)と(2)で分けておりますが、(1)については主に意図的に利用しているものと観賞用として用いられている外来種について、関連業界等と連携して、対象をしっかりと絞り込んで、集中して周知を行ってまいりたいと。また、そ

れを踏まえて被害の未然防止につなげていきたいと考えております。特に周知をすべき分類群としては、今年度検討を行った爬虫類、魚類、また昆虫類、植物を強化していきたいと考えております。

また「(2)については非意図的な導入が想定される外来種」としてですが、物資に付着するなどによって非意図的に分布を拡大している外来種について、その移動の媒体となり得る物流業界等を特に中心に、外来種問題に関する注意喚起を行ってまいりたいと考えております。平成27年度も既に一部そういった取り組みも始めておりました、セアカゴケグモについては非意図的な分布の拡大を受けて、かなり日本全国多くの地域で拡大してしまっている状況ですが、特に移動媒体となっている車の業界等にも御相談したりしながら、外来種問題の注意喚起を行ってまいりました。そういうことを踏まえて、非意図的な導入が懸念される外来種についての注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

最後に、「3. その他」ですが、今、外来生物対策室が運営しているウェブサイトを全体的に改修しているという状況でございます。来月の平成28年4月から運用を開始しますが、その中にリスト掲載種についてしっかり検索できる検索データベースも設置を含めた改修でございます。そういったことを踏まえてわかりやすく伝えられるような媒体についてもしっかりと考えてまいりたいと思っております。

また、これは先ほど植物の議論の概要でも一部出てまいりました、リストに掲載された種の個票も引き続き作成を進めてまいります。一応、平成28年度中には429種全種の作成が完了する予定です。

続いて「(3)普及啓発」でございます。そもそも問題とするリストの存在及びその掲載種についての認知度を高めるための普及啓発資料を作成していきたいと考えております。

リーフレットについては、既にリスト作成時に作成しておりますが、今後、種を全体的に一覧としてパンフレット上で見られるようにしたいといった現場での御意見等を踏まえて、開いていただくとリスト掲載種が全て載っております。左側に動物、右側に植物ですが、こういったものを年度内に作成することとしております。ちょっとまだ一部文言等、調整し切れていない部分はございますが、大きな構成としてはこのページのような、今お手元にあるような構成のものとなる

予定です。

資料6に戻って、「(4)情報の収集」でございます。生態系被害防止外来種リスト掲載種の分布状況をしっかりと把握して、侵入初期での対策をしっかりと注意喚起等をしていくことにより、また環境省としても全国的な対外来種対策を進める上での参考資料ともしていくために、分布状況を把握するため、定期的に自治体へのアンケートを実施して、またその取りまとめた結果をフィードバックしていくといった情報収集、また共有を進めてまいりたいと考えております。

あと、特定外来生物の指定以外のことも一部ちょっと御紹介させていただきましたが、資料6の説明は以上となります。

【村上座長】 ただいまの説明に関して、どこからでも何か質問、意見をどうぞ。

【風呂田委員】 先ほど行動計画がないという議論があったと思います。今までの議論と全部関係していると思うのですが、今のこの進め方ですと、対象としている人たちが、当事者が中心になって、業者の方、それから現場で困っているところと、それぞれにいろいろな情報提供をして、今後の対策に協力してもらおうという姿勢ですが、全体を見てみると、日本国内はまだまだ社会的関心が低いのではないかと思います。

それはなぜかという、外来種というものがどういうものであるかを伝える活動が非常に弱い。例えば、この間ちょっとアメリカへ行ってきたのですが、西海岸の河口域へ行くと、ボートを上げるところに看板が出ていて、日本から行ったカワザンショウガイという小さい貝が入ってきているので、ここで遊んだ人はちゃんと長靴を洗って帰っていけと、ちゃんと水洗の施設があって、そこから出るときにはボートも含めてよく洗い流して、ほかに運び込まないようにと、もうちゃんと看板つきで実情を紹介して対策の協力を求めています。社会的関心が非常に高く、例えばそういう生物はどこかにいないかと釣り人に聞きますと、あそこにいるよと、本当に日本から行った外来種を教えてくれるのですね。

もう少し現場でそういう見える化に対する工夫をして、例えば、私もよく沼へ行くのですが、印旛沼のそばにいて、今、自分で網をかけて漁師をしているのですが、釣りをしている人はブラックバスがそういう指定があることはわかってい

るけれども、それをどうしたらよいのかを全く知らない。というのは、何も情報提供をするべきがそこにはないのですね。

ですから、少なくともそういう場所では多くの方が関心を持っている人たちとして存在しているわけですから、情報提供をするような看板だとか、何らかの見える化を図らなければいけないのではないかと。

それから、そこにもう1つ、これだけの問題が起こってくると、先ほど西表の問題もありましたが、在来種のホットスポットに関しては、では、これからどうやって外来種を入れないのだ、入ってきたものはどうやってどかすのだということの具体的なモデル地域としての対策の行動をしなければいけないのではないかと。その行動することによって、その対象となる生物の生態とか駆除方法がわかってくるし、そういう活動をしているのだということが社会に、これはおそらくマスコミを通してでしょうけれども、ダイレクトに広まっていく。それによって、外来種というものは今国内ではこれだけ話題になっているし、大変なものなのだということで一般の方の関心が高まって、具体的活動に対するこういう協力もふえてくる。それから飼っている方、当事者の方も、そういう社会的な目があるということの中で、自分たちの規範というものをつくっていくだろうと。

だから、できれば将来的には、そういうホットスポット、入っては困る場所と、それから入ってしまった、これから管理ができるから、そこだけは絶対に外来種をどけてしまおうとか、対策のためのホットスポット、そういった選定をして具体的に活動することで、社会に対して外来種への関心を高めるという戦略が必要なのではないかとこのふうなことを痛感します。

以上です。

【村上座長】 事務局は何か……。

【外来生物対策係長】 今、風呂田委員におっしゃっていただいたホットスポットでの対策をしっかりと進めるという関係ですが、確かに今もまだ宣伝が足りない部分はあるかと思うのですが、例えば島嶼であれば小笠原とか、山岳地域であれば例えば白山とか、その他の高山地帯でも、例えば種子落としマットといった取り組みとか、小笠原だと下船するときに靴についた泥を払うとか、そういった外来種対策

としての取り組みも、一部の地域でしっかりと充実した形で行われているところも出てきてはおります。そういった取り組みをより多くの地域で、ホットスポットというものの対象をしっかりと明らかにした上で、抜けがある部分もあると思いますので、そういったところは進めていきたいと考えています。

あと、冒頭最初におっしゃられた普及啓発の部分ですが、利用して当事者になっている方だけではない多くの方に外来種問題の認識をしっかりと持っていただいて、今は当事者ではなくても、これから当事者になるといったことも踏まえて、広く啓発はしていきたいとは考えているのですが、ただ、これまでの、最近の外来種問題を見ていると、当事者の方が特に遺棄をしてしまったり、外来種を管理をして、扱っている方が原因、もしくは物流業界のような非意図的に運んでしまう、意図せず当事者になってしまう方が中心で、そのことによって外来種問題がより深刻化しているという状況が背景として見てとれる状況にありましたので、この資料の中では特に当事者の方への啓発という形では書いております。ただ、風呂田委員のおっしゃるとおり、もちろん当事者以外の方でも今後当事者になる可能性があるので、広く啓発をしたいと思っております。小学校の学校等での教育の中でも、今、外来種問題の教育プログラムの作成も少しずつ進めているところですので、御指摘を踏まえて、よりさらに強化できるように進めていきたいと思っております。

【風呂田委員】 今の状況ですと、情報の整理提供、それから啓発という資料関係が中心になっていて、具体的行動の成果を見せるという見える化の実例紹介という戦略がないと思うのですよ。

先ほど在来種のホットスポットについては個々の現場で、在来種を守らなければいけない、外来種がいては困るのだということで活動を始めていますが、もう1つ、実際的にこの外来種の問題は、やはり駆除ですから、今やっているやり方ですと、これからの拡大、侵入を鈍化させるということには効果が出てくるかもしれませんが、実際に入ったときは本当は駆除しなければいけないのですね。それを具体的に見える化するためには、そっちのホットスポットもつくって、例えば自然公園とか管理されたある空間に関しては徹底的にやってみると。その実例をもとに、社会に活動そのものの実像を見せるということと、そこから生まれた

対策に対する、あるいは基礎的な情報に対する科学的な整理と、そういうことをしていかないと、次のステップにはなかなかいかないのではないかと。鈍化に対してはいろいろできるかもしれないが、それは結局時間がたてばある程度ふえてしまうということになってしまうので、本来は除くというところまで戦略を考えて具体例を挙げるといふホットスポットをぜひお考えいただきたいと思います。

【村上座長】 根絶成功事例を集めてみたらどうだという話が出ているのですよ。日本で成功事例というものはそれなりにインパクトがあるので、そういったものを集めて、例えばアルゼンチンアリで、今、五箇さんとかと、それから京都市は多少行っているのですが、例えばそういうところのものを紹介して、こういう事例で、こういうことを行っていますよとか、そういうものを見られるように、インターネットを引いたらいろいろな種類について、この種類についてどんなことをしているかというものを、今は情報がないので、例えば種類で検索したときに、日本でどんな活動が行われているか、オオクチバス、ブルーギルは本が出ていたり、いろいろな情報ネットがあるのですよ。ところが、ほかのものには余りないのですよ。

だから、そういったものが、環境省のサイトへ行ったら、例えばこの種類、例えばアライグマだったら全国でどれだけやっているかとか、ヌートリアはどのぐらいやっているかとか、ぼんと入ったらそれが出てくるというような形のものがあれば、五箇さんのところでちょっとはやっていますが、あれもまだ不十分なので、もう少し実際の事業をして取り組んで、その成功事例を集めるということが何か重要なことだという気がしていますね。

その辺のところは今、防除マニュアルの作成委員のところでもそういう情報も集めようという話をしているところなのです。だから、その防除マニュアルの話はちょっと紹介してもらったらどうですか。

【外来生物対策係長】 はい。今回の特定外来生物の指定については、リストを作成したことを受けて特に進めている事業ですが、先ほど村上座長からも一部お話しいただきましたが、外来種被害防止行動計画の中には、おっしゃられたとおり既に国内で定着してしまっている外来種の防除の取り組みをいかに進めていくかと、今

考え方を整理しているのですが、これを具体的に進めるために、実際に現場で外来種が定着してしまっているときに、では、まず何をどうすればよいのかといった、現場で活動される方は必ずしも防除の専門家ではない自治体の職員の方だったり、自然保護のNPOの方だったりする方が、防除を効果的・効率的に進めていくための防除マニュアル、Q&Aという形でつくっているのですが、そういう取り組みも今一部で、この指定と並行して進めているところでございます。

その中で、今、座長からも御紹介いただいたとおり、成功事例をしっかり示して、国内でも場所によっては、かなり効果的な取り組みをしたことで減少させたりとか、一部地域では根絶といった取り組みも進んでおりますので、そういうところを紹介することで、同じような種がいれば、では、このように取り組めばよいのだとか、それを参考にしながら、その地域の地理とか地形、気候に合わせた対策をとれるようなことも、今同時で進めているところで、おっしゃられるような御指摘も踏まえて、特に指定だけではなくて取り除く防除の取り組みも進めていきたいと考えております。

【風呂田委員】 そのときにぜひ、例えばブラックバスだったら、特定種だけではなくて、もうその地域全体の群集として、ここはもう1種たりともすませないと、やはりやるときに考える。大抵の場所に共通しているのが動物がいれば植物もあるという状況ですから、全部が対応できるような、それぐらいのプロジェクトをぜひ支援していただければと思います。

【成島委員】 私もそう思います。何かそういうデータベースを環境省がトップになって集めていただけるとありがたいなと思うのです。

私は前に井の頭自然文化園というところに勤務していたのですが、御存じのように井の頭池というところがあって、3年にわたって水を落として、外来種対策をやって、それこそブルーギルとかアメリカザリガニとかはいっぱいいるのですね。コイなどは愛好家がいる、コイを殺してよいのかと、いろいろ大変なのですが、最終的にはコイも淘汰したのですが、そういう情報は多分、そこで活動している人はみんなよく知っているし、文化園としてもこういうことをしていますということで特別展などで周知はしているのですが、知っている人だけ知っている

ということで終わってしまうわけですね。だから、そういう事例をぜひ集めて、データベースをつくれるのでしたら、そういうことも引けるようになっているといいと思います。

【村上座長】 まずは委員の方にそういう情報を提供してもらったらいいですね。

【細谷委員】 それと関連して、行動計画の中で2つあって、1つは雑種を対象にしたこと、それから魚類の場合、国内外来種の問題です。今、先生方のお話を伺って痛感することは、国内に入ってから2次的感染拡大が非常に気になっています。先ほど来、ホットスポットを守ることと裏腹であるというお話だったかと思うのですが、私はどうしても西表島が気になっていて、あそこは日本の生物多様性のいわば最後のとりでです。西表島へ行くには2つの行き方がある、上原港と大原港という港が2つあります。石垣島からフェリーが出ているのですが、観光客が犬や猫を連れてそのまま島に渡ることが多いです。あの辺のいわゆる国内でのチェック等を徹底しないと、イリオモテヤマネコに対する猫エイズの水平感染のように2次的なものはあるでしょうから、ここはむしろ予防原理から言えば、外国から入ってくる以上に、もっと緊急対策を立てるべきではないかと思うのですね。

ただ、そういった点については動物愛護とは相入れないところが多いかと思いますが、ここは本当に徹底的に生物多様性の視点からやらないと、いわゆる外国にばかり目が向いている現状では守り切れないのではないかという感じはしますね。少なくとも西表島の2つの港においては、ペットの持ち込みに何らかの規制をかけ、これは極論、暴論ですが、将来的には島内での猫、犬の飼育にもある程度規制をかけていく必要もあるように思えます。

【村上座長】 やっているところもありますよ。

【細谷委員】 ええ、していかないと、とてもホットスポットは守り切れないのではないかとはいっています。

【村上座長】 今日の話とちょっと関連して、侵入経路の特定ということはちゃんと愛知

目標に書いてありますね。だから今回のものも、侵入経路はどういうところから来るのかということで、その侵入経路を特定して、それに対する啓発というところをちゃんとしないと、だから業界と言っても、どの業界のどの段階で物を言うのかということもちゃんとやっておかないといけないような気がするのです。

そして、今日は侵入経路について余り話が、まだ未侵入なものが多いものから、あれですが、未侵入のものでも入る経路は決まっていますね。こいつだったら観葉で入ってくるとか、これはアクアリウムで入ってくるとかですね。そうしたら、そちらに対して言わざるを得ないのですね。ですから、そういう入ってくる経路を考えて、それに対する啓発のようなことをするということが必要なのですね。

だから、その未然防止と、それから入ってきたものを流通させるというときにおいても、侵入経路の特定は非常に重要なファクターだと思うのです。そのことが余り調べられていないような気がするのです。

それから、特に今度、意図的に入るのではなく非意図的なものの侵入経路ですね。今、港とか税関対象のところの周辺をやっていますね。非常に精力的にやっておられると思うのですが、そういうことも必要だし、それから、どういう形が入ってくる可能性があるかということのチェックを一緒にしたほうが効率的だと思うのですね。だから、何かその辺も、もう少しその侵入経路の特定と、その防止というか、その経路の遮断とかいうものにももう少し力を入れたほうがよいのではないかという気が非常にします。この辺がちょっとまだ弱いなという感じがして、今後の課題だと思っているのです。

【外来生物対策室長補佐】　そうですね、おっしゃるとおりでして、私も小笠原にいたので、その侵入経路の特定とかはかなりしたのですが、侵入経路として可能性があるものを挙げていくことは結構簡単にできるのですが、では、そのどこが一番効いているかと。結局全部を見ることができない中で、どこのリスクが一番高いかという、その大小を評価することが非常に難しく、そこが課題かなと。

おそらく今回のリストのものも、侵入経路として想定されるものを挙げていくことは多分大体できるのですが、では、全部できないことも明らかな中で対策に結びつけるものを考えるということが結構難しい部分があるとは思っています。

【村上座長】 優先順位をつけて、例えばこれが一番メインだという話でやっていけたらと。全部はとても無理ですからね。

【外来生物対策室長補佐】 結果、やりやすそうなところからやるということになってしまっているのが現状です。本当はこちらのリスクが高いのだけれども、こっちも量が多いしとか、あるいはもう個々人の話であったりする、ということがあって、その辺が整理されないと難しい、ということもあると思いますし、一方で、その基本を皆さんに知ってもらうということもあるとは思いますが、いずれにしても連動している話なのかなとは思っています。

【村上座長】 ただ、実態把握はちょっとしたいですね。

【外来生物対策室長補佐】 そうですね。

【村上座長】 だから、それには調査が要りますね。海釣りの餌のゴカイ類でもものすごい勢いで入っていますから、あれがどれだけ定着したのかも気になっているんですよ。その辺のことも含めて……。

ほかに特定外来生物指定等の進め方、平成28年度のことはここに書いてあるとおりで、何かございますか。

なければ、ここに書いてあることを実施してもらって、今日出た意見を踏まえて、社会的関心をいかに高めるかということ、主流化ということがさらに言われていますが、主流化の作戦を少し、これは行動計画のほうの問題だと思いますが、そっちのほうを……。

行動計画のほうの委員会はどうなっているのですか、何か開かれる予定はあるのですか。

【外来生物対策室長補佐】 今のところ特にはありませんが、先ほど村上先生がおっしゃっていた今後の話は、個別にはいろいろお伺いはしているところです。

【村上座長】 行動計画も、漫然と、あれだけの冊子を全部できないので、僕はここに書いてあるもののどこから手をつけるかとか、その辺の優先順位をつけるようなことをやったほうがよいと思うのですよ。その辺の議論は行動計画のグループでやるべきだと思いますから、そして特に今回のものも、行動計画とものすごく密接に結びついているので、そういうところで、例えばこれをより効果的にならしめるためには、行動計画のこういうものと結びつけるとか、そういった話が、行動計画のグループも1回ぐらいはやってほしいなと思っているのですが、これはお願いみたいなものです。そのほうがよりよくなると思います。

ほかにございますか。

なければ、「議題(4)その他」で何かございますか。

【外来生物対策係長】 資料1でも御説明さしあげましたが、今後のスケジュールだけ簡単に御紹介させていただきます。本日御議論いただきまして、候補とされている種について指定すべきとの御結論をいただいたことを踏まえて、環境省内でもう一度整理して、指定に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

具体的に、まずパブリックコメントを行う予定としておりまして、一応来週中にはスタートして、約1カ月間行う予定です。またそれと同時並行で、輸入規制がかかることを踏まえてWTO通報もこれらの候補種についてかけることとなります。それは通報期間が2カ月間ございますので、かけると。

あと、本種については外来生物法の施行令指定ということになりますので、閣議決定をする文書を事務局、環境省を中心に進めてまいります。それを受けて、資料1で御説明さしあげたとおり、7月ごろに閣議決定、つまり指定で、実際に規制が施行されるのは9月ごろを予定しております。ガー科については申し上げたとおり約2年遅れの平成30年2月ごろに指定、4月ごろから施行という形のスケジュールを考えております。

以上です。

【村上座長】 はい。何かございますか。

なければ、今日予定したことは全部終わりましたので、議事をお返しします。

【外来生物対策係長】 村上座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第10回特定外来生物等専門家会合を閉会といたします。本日はありがとうございました。